

1 0 2 5 - 5 8 3

平成17年7月13日

各市町村教育長 殿

宮崎県教育長

公簿・諸表簿等の管理の徹底について（通知）

このことについては、日ごろから、十分に御指導いただいているところであります。

ところが、最近、指導要録等の紛失という、あってはならない事件が発生いたしました。

学校関係文書には、指導要録をはじめ児童生徒の個人情報が含まれており、厳重な管理が特に求められます。

つきましては、学期末に当たり、下記事項につきまして、貴管下各学校に徹底して指導していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 指導内容

- (1) 指導要録等の取扱いについては、学校備え付けの表簿であり、学校外に持ち出さず、計画的に学校内で事務処理をすること。
- (2) 指導要録をはじめ学校備え付けの諸表簿や会計諸表簿等については、金庫等への保管・施錠を的確に行うこと。また、鍵は管理者を明確にし所定の場所に保管すること。
- (3) 教室や職員室の机の上に、通知票、指導要録、成績表、家庭環境調査表等の個人情報にかかわるものを置かないこと。また、諸表簿等にかかわる事務作業後は、速やかに所定の場所へ返却し保管を適切に行うこと。
- (4) パソコン使用時は、パソコンのハードディスク等に児童生徒の個人情報を残さないこと。

（文書取扱：学校政策課）